

平成二十年度

当初予算に関する要望書

公明党蕨市議団

一、老人福祉手当の拡充と老人福祉対策の充実を図るために

一 急速に進む高齢社会に対応するため、早期に高齢者総合福祉施設（特別養護老人施設、老人保健施設などの複合施設）を整備すること。

二 居宅介護支援センターの充実と通所リハビリセンター事業の確立ならびにグループホーム（痴呆対応型老人共同生活援助事業）の増設。

三 介護保険制度のサービスの全般的質的向上を図る。

（保険料の減免措置事業を早期に実現）

- 四 総合福祉電算ネットワークシステム（仮称）の早期構築。
（福祉カードの実用化）
- 五 脳ドッグ検診の補助金の増額。（二万五千円を三万円に）
- 六 介護用器具・用品の購入助成金制度の創設。
- 七 PET検診に対する補助額を二万円から三万円に増額。
- 八 社会福祉士、介護福祉士の養成確保と作業・理学療法士の充実。
- 九 老人アパートの早期増改築の実施。（錦町地区）

十 高齢者世帯に対する家賃補助制度の補助額を家賃月額一万円から三万円未満には八千円、三万円から六万円以下には一万二千円を支給すること。

十一 老人入浴制度及び理美容制度の一体化を図る。

十二 紙おむつ支給事業の支給対象の拡大。(施設入所者にも)

十三 賃貸住宅情報を仲介する「高齢者住み替え情報支援事業」の実施。

一、 母と子の暮らしと健康を守るために

- 一 福祉資金の「貸し付け限度額」十万円を十五万円に確実に増額する。
- 二 小・中学校の児童・生徒の防犯対策の強化を図る。
(校内防犯設備の充実、誘拐時の位置情報探索端末機の購入補助)
- 三 少子化時代における、妊娠中の母子保護対策を強化するため、妊産婦健康診査を全額無料とする。
- 四 乳幼児医療費支給事業の対象年齢を小学三年生まで拡大。
- 五 子育て支援センターの増設。(保育園内に)

六 国民健康保険加入者の助産費二十万円を四十万円に増額。

七 留守家庭児童指導室の充実・拡大。(南町地区)

八 少子化社会に思いやりのある若手夫婦世帯の家賃助成制度の早期の創設を図る。

九 家庭保育室委託料の増額を図る。

(0歳児一人三万円を二万二千円に増額すること)

十 乳児保育・保育時間の拡大(朝30分早める、保育時間も延長する。また、土曜日、午後の保育を実施する)など、保育内容の充実を図るとともに、一時保育の期間の延長を図る。さらには、駅前保育所の新設。

三、心身障害者（児）等の恵まれない人たちの 人権と生活を守るために

- 一 障害者の雇用率の引き上げと、重度障害者の雇用の場の確保。
- 二 心身障害者（児）無料診断と生活指導を実施し、また医療費は、全額無料とし、助成対策を拡大する。
- 三 在宅心身障害者（児）に対し、教材費及び訓練教材を市で負担する。
- 四 知的障害・肢体不自由・聾啞者（児）・盲人の活動を助けるためデイケアセンターの拡充。

五 在宅障害者（児）に対する家庭奉仕活動の強化と訪問教育制度の実施。

六 重度身体障害者などの居宅改善等整備補助の拡充。

四、医療対策を確立し安心できる医療体制 づくりを進めるために

- 一 市立病院内に歯科の新設。
- 二 市立病院に療養型病床の導入を図る。
- 三 第二次救急医療病院としての市立病院の充実を図る。
- 四 広域医療体制の充実。(第二次救急医療機関との連携)
- 五 市立病院内に医療相談室の設置を図る。

六 市立病院の職員研修の強化。

七 老人医療の年齢を六十五歳に引き下げる。

八 難病患者に対する医療費の補助を図る。

九 市立病院の診療時間の改善を図る。(午後診療の実施)

十 保健・医療・福祉の連携体制の整備・充実を図る。

十一 緊急医療体制における救急救命士の人員の拡充。

五、教育文化の振興を図るために

- 一 一学級三十五人定員の完全実施を図る。
- 二 小・中学校における、いじめ予防対策・体制の確立を早期に図る。
- 三 学力向上の一環として、朝の計算運動の強力な推進。(小学校)
- 四 各学校の環境整備の充実。(樹木の整備・冷房設備)
- 五 小・中学校における「職業教育」「福祉教育」「保健教育」「交通安全教育」「消費者教育」「ボランティア教育」の推進を図る。

- 六 特色ある学校づくり事業委託料の増額を図る。
- 七 学校長の民間登用並びに民間講師の派遣事業の推進。
- 八 自己評価制度の導入を図る。(教職員を対象に)
- 九 幼児教育の保護者負担を軽減するため、私立幼稚園児補助金を年額二万八千円を三万円に増額する。
- 十 東小学校に併設した体育館の早期建設、及びプールの早期改築。
- 十一 私立幼稚園の入園資金貸付、現行十万円を十五万円に増額。

十二 入学金の値上がりにより、高校五十万円を七十万円に、大学九十万円を百二十万円に増額。

十三 老朽化した市立図書館の早期改築・改修の推進と、地域情報発信センターの促進それに伴うシステムの拡充。

十四 子ども会育成連合会への補助金の増額を図る。

(一人百五十円を二百円に増額)

十五 生涯学習センター・生涯学習推進会議の早期設置及び開催。

十六 多様な子育て支援のため、幼稚園と保育園の一体化を図る。

十七 代用教師の待遇改善。(県水準に引き上げる)

十八 国際化時代における英語教育の充実を更に図るため、「外国人英語指導助手」の増員。(小学校)

十九 学校の文化部活動活性化事業の強力なる推進。

(部活動に芸術家を派遣する事業)

六、住みよい生活環境をつくるために

- 一 子どもが水遊びのできる親水性公園を錦町二丁目市営赤田住宅もしくは近隣に早期設置を図る。
- 二 区画整理事業（錦町・中央第二）の早期の促進。
- 三 北町地域における雨水対策を早期に推進すること。
- 四 個人住宅の建設を促進するため、勤労者住宅資金貸付制度を大幅に改善し、貸付額の増額を図る。
（有担保貸付額一千万円を二千万円、無担保五百万円を二千万円に増額）

- 五 錦町富士見線・錦町イトーヨーカ堂前における交通安全対策を図る。
- 六 富士見グラウンド脇の郷南公園の整備・充実。
- 七 各町会に町会会館の設置。
- 八 町会会館を葬祭場として利用できるように指導・助言。
- 九 道路整備の推進。(歩道の拡幅で歩行者並びに自転車専用道路の設置)
(狭隘道路の電柱の移設)
- 十 市役所通りの交通緩和と道路拡幅の早期実現。

- 十一 西口再開発事業の無理のない事業執行を図る。
- 十二 各公園の段差解消と時計台の設置を図る。
- 十三 ゴミの訪問回収の早期実施。(独り暮らし・障害者のみ世帯)
- 十四 土木費の環境整備委託料の増額。(道路橋りょう費・公園費)
- 十五 ヒートアイランド対策として緑化事業の充実を図る。
- 十六 市民公園内に交番の設置と照明の見直しを図る。
- 十七 市民体育館の駐車場の整備・拡充。

十八 より良い住宅環境を守るために『まちづくり指導要綱』の規制強化。

七、中小零細企業の保護育成のために

一 ベンチャー企業の育成と起業するための資金調達システムの確立。

二 市内の中小企業の事業量を確保するため、特に、公共団体の官公需要を増大させられるよう体制を強化し、分割発注や共同受注制度等を確立し、中小零細企業が受注できる体制を整備するよう指導する。

三 市の現行の融資制度の融資枠の拡大を図るとともに、貸付期間、限度額・担保条件の改善を図り、貸付金利の引き下げを行うとともに、緊急貸付融資制度の実施を図る。

四 中小企業の振興への基礎情報収集と支援策の充実。

五 IT革命の利便性を享受できるようにするため、ITセミナーや研修会の開催を図る。

八、公害・災害から市民を守るために

- 一 ダイオキシン対策の強力な推進と市内実態調査（地質、大気、母乳）の定例化。
- 二 建設事業・住宅施策等、緊密に連携を行い大気浄化のための植樹を強力に推進する。
- 三 災害時における緊急避難場所の整備・拡充と緑化推進を図る。
- 四 市民に防災備品の配布。（補助制度の導入）
- 五 長期計画による防災都市づくりの推進。

六 都市美観とともに、防災のうえからも電線の地中化の推進。

七 災害防止のため、埋設物の維持管理を図る。

八 地域防災の整備推進を図るため、危険物（高層ビル内のタンク・看板・公衆浴場の煙突・ブロック塀等）の総点検の実施。

九 下水道の普及に伴い既存の柵渠を整備し、清流の文化都市づくりを図る。
（遊歩道の増設）

十 庁舎内に危機管理センターの創設を図る。（テロ対策を含む）

十一 複合する水道給排水管の整備。

十二 災害時に、児童・高齢者・障害者の掌握と、そのための避難対策の充実。
(弱者に対する防災カードの配布)

九、その他

- 一 国際的環境管理システム（ISO14001）の早期認証取得。
- 二 借上げ賃貸住宅などの公共住宅政策の充実。
- 三 塚越七丁目十七番の公用地に対する早期利用の実施。
- 四 街頭犯罪防止の強化。（スーパー防犯灯の設置等）

- 五 IT革命の進展に伴い、インターネットの活用による「電子市役所」の構築を早期に図る。
- 六 母子寮跡地の有料駐車場の充実した有効利用。
- 七 自動車交通公害対策（低公害車導入及び普及）の推進。
- 八 私道における上下水道管敷設の助成制度の拡充。
- 九 まちづくりの活性化を目的とした地域通貨「エコマネー」の促進・助成を図る。

- 十 協働型まちづくりの促進を図るためにNPO活動支援センターの早期創設。
- 十一 行財政改革の強力な推進。(早期の評価制度導入)
- 十二 市内循環バスを利用する六十五歳以上の方の無料化を図る。
- 十三 公共施設内のトイレの改修事業の促進。(和式から洋式に)
- 十四 民間資金等の活用による公共施設等の整備・促進を図る。
(PFI方式導入)
- 十五 ショートステイ制度の送迎体制の充実・拡大。(往復体制)

- 十六 大型店舗、倉庫関連会社の路上駐車取締り及び騒音禁止。
- 十七 老朽化した校舎の早期改築、改修の推進。
- 十八 親子議会の継続開催を図る。
- 十九 地方分権の推進。(広域行政の推進)
- 二十 けやき荘の施設改修。(屋根等)
- 二十一 各地域(中学校区に一か所)に介護予防センターの早期設置。(福祉施設にヘルストロンの設置)
- 二十二 総合型地域スポーツクラブの推進